

岸和田市高齢者福祉計画
第4期介護保険事業計画

(計画期間：平成21年度～平成23年度)

- 概要版 -

平成21年3月

岸和田市

目次

計画の概要	1
計画策定の背景	1
計画見直しの視点	2
計画の法的位置づけの変更	2
計画期間および今後の見直し時期	2
計画の基本理念	3
計画の進行管理と点検体制	4
高齢者を取り巻く現状と将来推計	5
本市の人口の推移	5
日常生活圏域毎の状況	6
要介護高齢者の状況	7
今後の保健・福祉・介護サービスの施策	8
計画の施策体系	8
重点課題	9
地域におけるケア体制の推進	9
高齢者の安心ある暮らしの実現	9
健康寿命の延伸に向けた施策の推進	10
生活困難な高齢者のための施設整備の推進	10
高齢者の尊厳への配慮	10
介護保険事業の適正・円滑な運営	11
利用者本位のサービス提供の推進	11
保健、福祉サービスの目標量	12
保健サービス（健康増進法関係）	12
福祉サービス	12
介護予防事業	12
包括的支援事業	13
任意事業	13

第4期介護保険事業計画における介護サービス量の見込み	1 4
年度別被保険者数・認定者数・サービス利用者数の見込み	1 4
居宅サービス・介護予防サービスの量の見込み	1 4
地域密着型サービス / 地域密着型介護予防サービスの量の見込み	1 5
施設・介護専用居住系サービスの見込み	1 6
介護専用以外の居住系サービスの見込み	1 6
第4期介護保険事業計画における保険財政の見込み	1 7
標準給付費見込額と地域支援事業費の見込額	1 7
保険料収納必要額	1 8
介護従事者処遇改善臨時特例交付金	1 8
第1号被保険者基準月額保険料	1 9

計画の概要

計画策定の背景

わが国の平均寿命は、平成19年(2007年)簡易生命表によると、男性が79.19歳、女性が85.99歳とそれぞれ前年からも更に伸び過去最高の平均寿命となっています。

また、65歳以上の高齢者人口は、平成19年(2007年)10月1日現在、2,746万人となり、総人口に占める高齢者の割合(高齢化率)は21.5%と、初めて21%を超え5人に一人が高齢者の状況となっています。更に、将来人口推計によると、団塊の世代が65歳に到達する平成24年(2012年)から平成26年(2014年)にかけては、65歳以上の人口が、年間でおよそ100万人ずつ増加すると見込まれており、平成25年(2013年)には高齢化率25.2%と4人に一人を上回ると推計されています。(国立社会保障・人口問題研究所 平成18年(2006年)12月推計から)

本市における平成19年(2007年)10月1日現在の高齢者人口は、40,134人、高齢化率19.6%と、国(21.5%)および大阪府平均(20.5%)の高齢化率をやや下回るものの、介護保険制度が開始された平成12年(2000年 国勢調査)の15.5%からは、この7年間で4.1%上昇しています。さらに本市の将来人口推計においては、平成26年(2014年)には高齢化率23.8%と推計しており、4.2人に一人は高齢者となり、確実に超高齢社会を迎えようとしています。

このような急速な高齢化の進展に伴う介護等の高齢者問題に対応していくため、平成12年度(2000年度)には「介護保険制度」が導入され、この新たな介護保険制度の確実な推進にむけて、本市においては平成12年(2000年)3月に「岸和田市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。

介護保険制度の開始以降、高齢者サービスの基盤整備から高齢者を取り巻く様々な事業の課題整理、調整等を実施するとともに、計画の推進および進捗管理を行いながら、平成15年(2003年)3月には、「岸和田市老人保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」を策定しています。

更に平成18年(2006年)3月には、介護保険制度導入から6年が経過したことから、制度全般の見直しとして「介護予防を重視したシステムへの転換」および「地域密着型サービスの創設」等を盛り込んだ新たなサービス体系の推進にむけて、平成18年度(2006年度)から平成20年度(2008年度)を計画期間とした「岸和田市老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」(以下、「第3期計画」といいます。)を策定しています。

現在のところ、この第3期計画を基に、すべての高齢者が、いつまでも安心して暮らし続けられる生活環境づくりを目指して高齢者事業を展開しているところです。

今年度は、第3期計画期間の最終年度にあたることから、第3期計画の検証および見直しを行いながら、平成18年(2006年)の医療制度改革の内容を踏まえつつ、新たな計画として「岸和田市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」(以下、「本計画」といいます。)を策定するものです。

計画見直しの視点

現在、推進中の第3期計画は、平成27年(2015年)の超高齢社会のあるべき姿、高齢者介護等のあるべき姿を念頭に、第5期計画の最終年度にあたる平成26年度(2014年度)を見据えた目標設定を行っています。

そのため、本計画の視点としては、第3期計画の更なる推進にむけて適切かつ有効的に事業内容等が機能しているかの検証とともに、第3期計画策定以降に成立した医療制度改革に盛り込まれた内容を検討していく必要があります。

その主な内容としては、「療養病床の再編成」による介護療養病床廃止に伴う調整と、「大阪府介護給付適正化計画」に基づく本市の適正化事業の一層の推進です。

計画の法的位置づけの変更

第3期計画は、老人保健法に基づく「市町村老人保健計画」と老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」並びに介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」の3法に規定され一体のものとして策定されました。

その後、平成18年(2006年)6月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村老人保健計画は、他の2計画と一体のものとして作成しなければならない規定が削除されました。そのため、平成21年度(2009年度)を初年度とする本計画においては、法的には「老人福祉計画」および「介護保険事業計画」の2計画を一体的に策定することが定められています。

これらの経緯をふまえ、本計画の名称は「岸和田市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」となりますが、本市においては、効果的に高齢者の保健福祉サービスおよび介護保険サービスが提供できるように、従来どおり高齢者の保健サービスを含めた計画を一体的に策定し高齢者事業を推進していきます。

計画期間および今後の見直し時期

本計画は超高齢社会のあるべき姿を目指して平成26年度(2014年度)末の目標にいたる中間段階の位置づけといった性格を有するものとして策定しました。

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
現在の計画	岸和田市老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画			平成26年度における高齢者介護等の姿・目標を設定						超高齢社会のあるべき姿
次期の計画			中間的な見直し	岸和田市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画						
次々期の計画						最終的な見直し	岸和田市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画			

計画の基本理念

本市の総合計画の基本理念である「人間尊重と環境保全」を基調とした地域福祉計画の基本理念に鑑みて、第3期計画に引き続き、次の5つの基本理念を掲げます。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画における5つの基本理念

いつまでも安心して暮らし続けられる生活環境づくり

高齢者の人権尊重を堅持しつつ、地域の相互扶助の充実や公的扶助によって、仮に身体機能等が低下しても住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備していきます。また、高齢期になっても住み慣れた地域で安心して社会生活を営めるように、都市環境、地域社会環境、家庭環境の3つの環境に対し、バリアフリーの環境づくりを推進していきます。

介護予防と自立支援の推進

壮年期からの健康づくりなどを含めた予防・疾病対策や、要介護状態とならないための介護予防対策、たとえ介護が必要な状態になっても健康状態を取り戻そうとする自助努力を支援する施策を推進します。

個人の自立を促し、自立を側面的に支える支援的なサービスを目指します。同時に、効率的なサービスの提供方法を導入し、財源の有効活用を図ります。

地域自立文化の創造

市民が計画の策定、事業の運営、サービスの提供、事業の評価に一貫して関わり、市民自らが高齢者関連事業の主体者とならなければなりません。市民、サービス提供者、行政、さらには教育が一体となって福祉のまち岸和田をつくっていきます。行政はこれを支援するために多様な市民参加を促進していきます。

多様な地域福祉サービスの実現

選択の時代の福祉サービスは、メニューおよびサービス量の豊富さが求められます。特に高齢化の急速な進行を踏まえ、保健・福祉・医療分野はサービスの拡充が必要になっています。このようなニーズに対して、市民生活にかかわる多様な部門で選択可能なサービスを供給できる体制を構築していきます。

サービス供給体制の総合化の追求

市民ニーズを包括的にとらえ、効果的・効率的に支援するための総合的なサービス供給体制を構築していきます。このために保健・福祉・医療・教育・就労など市民生活に関わりのある多様な社会資源を総合的・横断的に供給する社会資源のネットワークを築きます。また、多様なサービス提供のため、家族・近隣・ボランティア等の住民中心部門、民間企業等との協働を進めていきます。

■ 計画の進行管理と点検体制

本計画の進行管理については、関係者の意見や市民の意見を十分反映するという観点から、「岸和田市介護保険事業運営等協議会」等の組織において、定期的に計画の運営状況を報告するなど、点検体制整備に努めます。

また、各年度終了後に、給付実績、苦情処理実績、利用者の相談実績等のデータをもとに次の項目について点検および評価し、市民や関係団体の意見を反映させていくものとします。

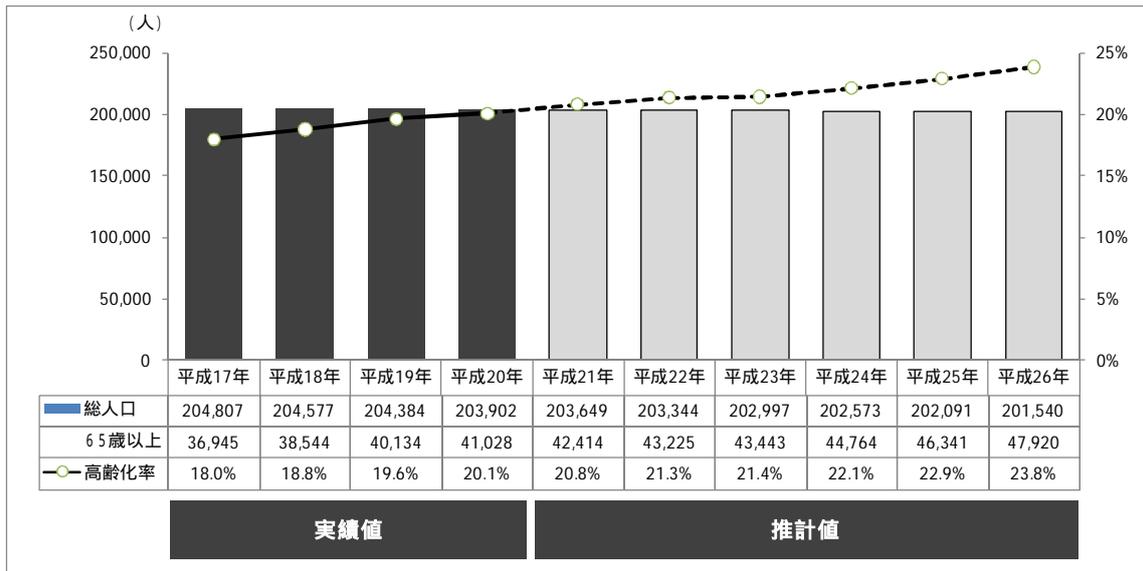
- ・介護等サービス（居宅・施設サービス）の利用状況
- ・介護等サービスの量および質に関する状況
- ・サービス提供体制に関する問題点
- ・一般施策および地域支援事業の利用状況
- ・地域包括支援センター運営状況
- ・地域密着型サービスに関する運営状況 など

高齢者を取り巻く現状と将来推計

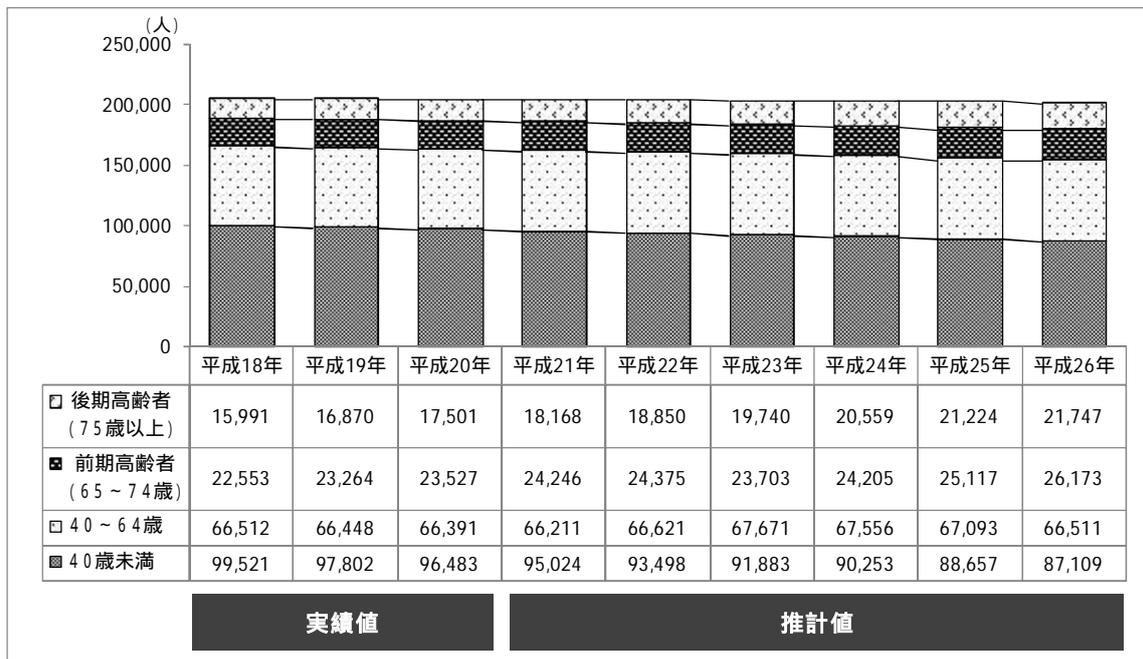
本市の人口の推移

平成26年度(2014年度)には201,540人と現在より約2,300人の減少が見込まれ、また、高齢化率は23.8%と3.7ポイントの増加が予想されています。また、年齢階層別の人口推移の状況は、65歳未満人口は年々減少傾向にあり、65歳以上人口は年々増加傾向にあります。

人口の推移



年齢階層別人口推移



高齢化率：第1号被保険者（65歳以上）÷総人口で算出。コーホートセンサス変化率法にて推計

日常生活圏域毎の状況

第3期計画策定の際に、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活を続けられるように、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等のサービスを提供する施設の整備状況等を総合的に判断し、以下の日常生活圏域に設定しています。

日常生活圏域



実績値は平成20年(2008年)7月1日現在

1. 都市中核地域	中央校区、城内校区、浜校区、朝陽校区、東光校区、大宮校区
2. 岸和田北部地域	春木校区、大芝校区、城北校区、新条校区、
3. 葛城の谷地域	旭校区、太田校区、天神山校区、修斉校区、東葛城校区
4. 岸和田中部地域	常盤校区、光明校区
5. 久米田地域	八木北校区、八木校区、八木南校区
6. 牛滝の谷地域	山直北校区、城東校区、山直南校区、山滝校区

要介護高齢者の状況

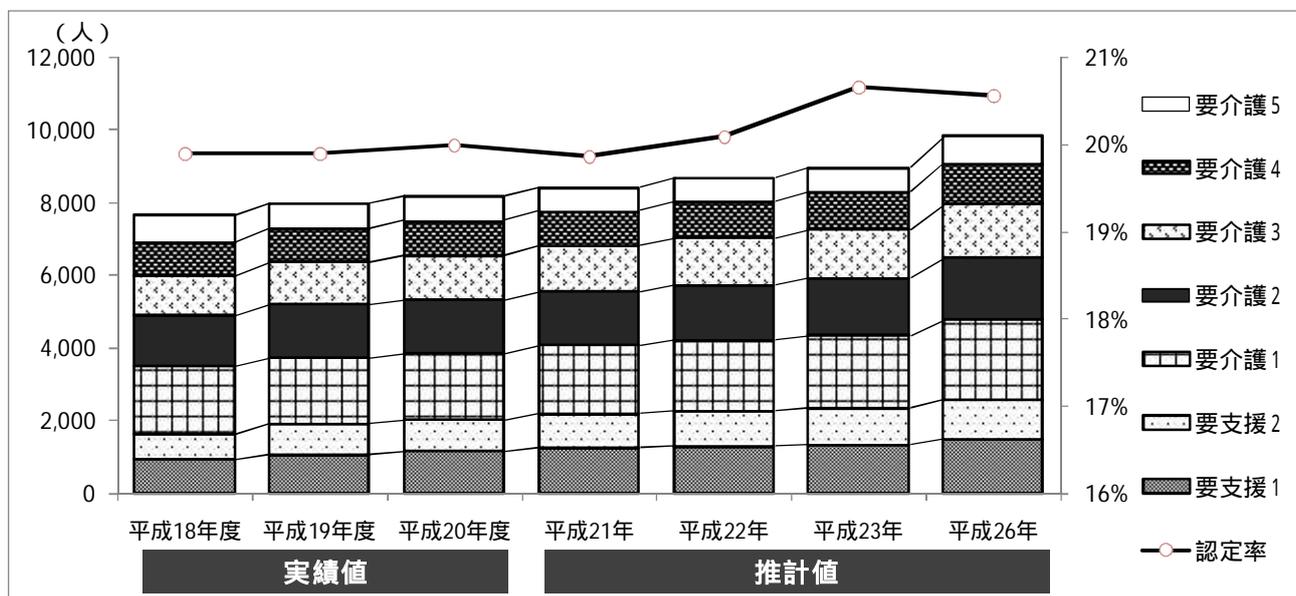
要介護認定者数の状況は、平成18年(2006年)7,680人、平成19年(2007年)8,004人、平成20年(2008年)8,198人と増加傾向にあります。今後も年々増加することが見込まれており、平成23年(2011年)8,973人、平成26年(2014年)9,848人になると推計しています。

また、1号被保険者の人口に対する要介護認定者の割合では、平成18年(2006年)19.9%、平成19年(2007年)19.9%、平成20年(2008年)20.0%と横ばいで推移しており、高齢化が進む中で今後も20%台で推移すると見込まれています。

要介護認定者数の推移

	平成18年 (実績値)	平成19年 (実績値)	平成20年 (実績値)	平成21年 (推計値)	平成22年 (推計値)	平成23年 (推計値)	平成26年 (推計値)
軽度者	3,514	3,744	3,869	4,108	4,235	4,377	4,808
要支援1	955	1,087	1,183	1,283	1,323	1,365	1,502
要支援2	708	854	863	938	965	995	1,090
要介護1	1,851	1,803	1,823	1,887	1,947	2,017	2,216
中重度者	4,166	4,260	4,329	4,317	4,449	4,596	5,040
要介護2	1,408	1,475	1,470	1,461	1,505	1,551	1,700
要介護3	1,095	1,182	1,229	1,276	1,314	1,359	1,491
要介護4	899	908	938	935	966	1,002	1,100
要介護5	764	695	692	645	664	684	749
合計	7,680	8,004	8,198	8,425	8,684	8,973	9,848
1号被保険者数	38,544	40,134	41,028	42,414	43,225	43,443	47,920
認定率	19.9%	19.9%	20.0%	19.9%	20.1%	20.7%	20.6%

実績値については、平成18・19年は年度末、平成20年は7月現在となります。



今後の保健・福祉・介護サービスの施策

計画の施策体系

本計画は、第3期計画で策定した長期目標を基本としながら、健康増進事業、老人福祉事業ならびに介護保険事業との連携を保ちながら下記の施策体系のもとに推進していきます。

重点課題	施策内容	
ともに支え合い、自立し、安心して暮らせる地域社会の実現	1. 地域におけるケア体制の推進	(1) 地域包括支援センターと地域における社会資源の充実 (2) 地域における支援ネットワークの発展強化 (3) 災害時における高齢者への支援 (4) 見守りサービスの確保
	2. 高齢者の安心ある暮らしの実現	(1) 高齢者の居住ニーズに対応した住まいの供給 (2) 雇用・就労対策の推進
	3. 健康寿命の延伸に向けた施策の推進	(1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進 (2) 介護予防の効果的な推進 (3) 生きがいづくりへの支援
	4. 生活困難な高齢者のための施設整備の推進	(1) 生活困難な高齢者のための施設整備の推進
	5. 高齢者の尊厳への配慮	(1) 高齢者虐待防止の取組み推進 (2) 高齢者の孤立死防止 (3) 認知症高齢者対策の推進
	6. 介護保険事業の適正・円滑な運営	(1) 適切な要介護認定 (2) 介護保険事業に係る評価の推進 (3) 介護給付適正化のより一層の推進 (4) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の活用促進
	7. 利用者本位のサービス提供の推進	(1) 利用者支援方策の推進 (2) 介護サービスの質の向上

重点課題

地域におけるケア体制の推進

本市においても平成26年(2014年)には、4人に一人が高齢者となる超高齢社会が予測されるなかで、高齢者が何らかの支援が必要となった状況においても、地域の中でいきいきと暮らし続けるためには、高齢者の生活を支える公的な介護や医療等のフォーマルサポートの充実とともに、人および地域の交流を通じた地域を基盤とする地域ケア体制の推進が重要となります。

現在、地域包括支援センターを核として、社会福祉協議会、民生委員、いきいきネット相談支援センター(CSW)等の福祉活動を担う関係機関や関係職種が共に連携を図り、要介護高齢者の様々な状態や状況に応じた支援を行いながら、地域における高齢者支援ネットワークの強化を図っており、今後ともさらに推進していく必要があります。併せて、超高齢化にともなっては、在宅ターミナルケアを含めた在宅医療の需要が、さらに増加するものと考えられるため、医療と介護が一体となって中核をなす地域ケア体制の在り方を検討していく必要があります。そして、それらを取り巻くインフォーマルなサービスを含めた支援ネットワークの構築のために、コミュニティソーシャルワークの推進強化を図っていくことが重要です。

高齢者の安心ある暮らしの実現

団塊世代の高齢化に伴い定年者の急激な増加が必至な状況ですが、高齢者自身がどのようなセカンドライフを求めているのか、また、将来、介護が必要な状況となったとしても住み慣れた地域で安心した暮らしを継続実現していくためには、高齢者自身の創意工夫とともに、行政および地域全体の取り組みとして考えていく必要があります。

社会福祉協議会が推進している小地域ネットワーク活動の「いきいきサロン」や「ふれあい会食会」、地域のボランティアによる街かどデイハウスなどにみられる住民参加型の“人と交流できる場”を支援していくほか、今後の高齢者の“新しいライフスタイル”を検討していく必要があります。

また、安心ある暮らしの継続には、高齢者一人ひとりの身体機能に応じた快適な居住空間の確保も課題であり、居住ニーズに応じた住まいの提供も重要となります。

健康寿命の延伸に向けた施策の推進

これまで老人保健法において実施されていた生活習慣病予防対策としての「健康診査」および「保健指導」は、平成20年（2008年）4月から「壮年期からのメタボリック対策」の位置付けで、各医療保険者にその実施が義務付けられましたが、加齢とともに増加する生活習慣病の予防に向けて、特定健康診査および特定保健指導の受診率を高め、前期高齢者の健康維持に努めていく必要があります。また、高齢期においても健康で活力ある生活を維持していくためには、若年期からの疾病予防や健康づくりに向けた生活の習慣化が非常に大切です。特に壮年期における生活習慣病予防のための健康づくりの継続が、高齢期の介護予防にもつながることから、本市の健康増進計画「ウエルエージングきしわだ」に基づく各種事業と十分に連携を図りながら、高齢者の健康づくりと介護予防を連動させていくことが重要です。

病気の発症や加齢にともなう筋力の低下から外出の機会が減り、そのことで地域社会とのつながりも希薄となり、さらに体力の衰えを加速させることで、寝たきりや認知症等の要介護状態をまねくことから、やはり早期からの心身両面からの介護予防の介入が重要となります。そのため、平成18年度（2006年度）から新たに開始された介護予防事業の事業効果を分析評価しながら、特定高齢者の介護予防事業への理解と参加をすすめていく必要があります。

また、社会参加や生きがいづくりを勧めることは、逆に加齢にともなう心身の衰えを予防することになるため、前述した「人と交流できる場」等の新たなライフスタイルの提案を高齢者とともに発想実践していくことで、高齢者自らの生きがいづくりにもつなげていく必要があります。

生活困難な高齢者のための施設整備の推進

老人福祉施設等の高齢者の入所施設は、高齢者のおかれた生活環境や家庭環境により、在宅での生活が困難となった場合のセーフティネットの重要な選択肢の一つですが、住み慣れた地域や自宅でより長く生活できるような地域支援の一つとして、地域密着型施設やサテライト施設の整備も重要となっています。

また、平成23年度末（2011年度末）で廃止される療養病床の再編にあたっては地域の実情に見合い、かつ、利用者本位の視点にたった転換を円滑に進めることとされており、「大阪府地域ケア体制整備構想」の趣旨に沿った整備を進めていく必要があります。

高齢者の尊厳への配慮

高齢化の伸展に伴い、認知症高齢者が増加し、権利擁護に関する対応も数多く求められるようになってきました。また、同じように高齢者虐待に関しても、一人の高齢者が多くの問題を抱えるケースが多いため、それらに迅速に対応していくためには、関係職種、関係機関および地域が高齢者を見守り支えるといったネットワークの構築が重要となります。更には、様々な問題を抱える困難事例の相談、あるいは通報に適切に対応していくために、相談窓口での聴き取りから対処までの流れが一定したシステムづくりが必要となります。アンケート結果にもあるように、市民からあるいは地域から、またはケースを担当する介護職からと様々な形に入る相談に対して、幅広く対処できる身近な窓口機能の充実や支援体制の整備が必要です。

介護保険事業の適正・円滑な運営

介護保険事業の適正かつ円滑な運営を確保するために、サービス利用の動向や介護保険の運営状況を定期的に評価、分析していく必要があります。

また、介護給付の適正化に向けて大阪府が策定した「大阪府介護給付適正化計画」をもとに、住宅改修の適正化やケアプランの検証等の点検を推進していく必要があります。

利用者本位のサービス提供の推進

介護保険をはじめとして、高齢者にかかる様々な保健福祉等のサービスの利用を促進するためには、制度そのものの周知に加えて、身近な地域で必要な時に安心していつでも相談できる体制の整備が必要です。

保健、福祉サービスの目標量

保健サービス（健康増進法関係）

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
健康教育（個別健康教育含む）		140回	140回	140回
健康相談	一般	200回	200回	210回
	重点	315回	320回	320回
がん検診 （受診率）	胃がん検診	15.0%	20.0%	25.0%
	子宮がん検診	20.0%	25.0%	30.0%
	肺がん検診	15.0%	20.0%	25.0%
	乳がん検診	20.0%	25.0%	30.0%
	大腸がん検診	20.0%	25.0%	30.0%
機能訓練				
訪問指導				

目標値は定めず、必要に応じて対応

福祉サービス

介護予防事業

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
特定高齢者把握事業（特定高齢者数）		2,071人	2,162人	2,173人
運動器の機能向上教室（開催回数）		96回	96回	96回
個別栄養改善教室（開催回数）		60回	60回	60回
口腔機能向上教室（開催回数）		54回	54回	60回
看護師・保健師等の訪問（延べ訪問人数）		100人	100人	100人
栄養改善（延べ配食数）		1,200食	1,200食	1,200食
介護予防特定高齢者施策評価事業				
介護予防の啓発 およびパンフレ ットの配布等	高齢者健康教室	120回	120回	120回
	高齢者健康相談	120回	120回	120回
	地域組織活動の推進支援	24回	24回	24回
	住民組織の介護予防支援	432回	432回	432回
介護予防一般高齢者施策評価事業				
街かどデイハウス事業		7箇所	7箇所	7箇所

目標値は定めず、必要に応じて対応

包括的支援事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防マネジメント（特定高齢者数）	2,071人	2,162人	2,173人

任意事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
給付費通知			
レセプトおよびケアプランチェック			
家族介護慰労金支給事業			
紙おむつ支給事業（延べ利用者数）	2,700人	2,850人	3,000人
家族介護教室（開催回数）	12回	12回	12回
介護相談員派遣事業			
住宅改修支援事業	40件	50件	60件
成年後見制度利用支援事業			
高齢者等に対する生活援助員派遣事業	24戸	24戸	24戸
生きがいと健康	高齢者趣味の作品展	1回	1回
づくり推進事業	生きがい健康づくり推進事業	23校区	23校区
給食サービス事業（延べ配食数）	22,000食	23,000食	24,000食

目標値は定めず、必要に応じて対応

第4期介護保険事業計画における介護サービス量の見込み

年度別被保険者数・認定者数・サービス利用者数の見込み

(人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
被保険者数(年度別)	108,625	109,846	111,114	114,431
第1号被保険者数	42,414	43,225	43,443	47,920
第2号被保険者数	66,211	66,621	67,671	66,511
要介護(支援)認定者数(2号被保険者を含む)	8,425	8,684	8,973	9,848
要介護(支援)認定率(2号被保険者を含む)	19.9%	20.1%	20.7%	20.6%
介護予防サービス等/居宅サービス等受給者数(人/月)の推計(居住系サービスを除く)	4,857	5,005	5,178	5,951

居宅サービス・介護予防サービスの量の見込み

平成18年度から平成20年度第1四半期までの利用実績、一人あたりのサービス利用の伸びを踏まえ、平成21年度～平成23年度における居宅サービス利用者数による介護サービス量を次のように見込んでいます。

居宅サービス量の見込み

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問介護	(回/年)	374,556	385,788	399,372
訪問入浴介護	(回/年)	5,244	5,388	5,604
訪問看護	(回/年)	30,972	31,812	32,940
訪問リハビリテーション	(回/年)	21,852	22,440	23,244
居宅療養管理指導	(人/年)	6,564	6,732	6,948
通所介護	(回/年)	208,620	215,160	222,792
通所リハビリテーション	(回/年)	66,408	68,448	71,028
短期入所生活介護	(日/年)	33,912	34,848	36,228
短期入所療養介護	(日/年)	6,324	6,480	6,756
特定施設入居者生活介護	(人/年)	948	1,008	1,116
福祉用具貸与	(千円/年)	326,575	335,920	347,318
特定福祉用具購入	(千円/年)	30,387	31,532	32,359
住宅改修	(千円/年)	58,496	61,711	62,801
居宅介護支援	(人/年)	44,940	46,320	47,952

介護予防サービス量の見込み

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防訪問介護	(人/年)	9,252	9,516	9,828
介護予防訪問入浴介護	(回/年)	24	36	48
介護予防訪問看護	(回/年)	1,740	1,836	1,836
介護予防訪問リハビリテーション	(回/年)	660	660	660
介護予防居宅療養管理指導	(人/年)	276	276	288
介護予防通所介護	(人/年)	4,188	4,308	4,452
介護予防通所リハビリテーション	(人/年)	1,344	1,392	1,428
介護予防短期入所生活介護	(日/年)	48	48	48
介護予防短期入所療養介護	(日/年)	144	192	192
介護予防特定施設入居者生活介護	(人/年)	18	18	18
介護予防福祉用具貸与	(千円/年)	19,399	19,915	20,534
特定介護予防福祉用具購入	(千円/年)	5,225	5,546	5,877
介護予防住宅改修	(千円/年)	23,429	24,495	24,495
介護予防支援	(人/年)	13,344	13,740	14,184

地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービスの量の見込み

地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービスの見込みについても、平成 18 年度から平成 20 年度第 1 四半期までの利用実績、一人あたりのサービス利用の伸びを踏まえ、平成 21 年度～平成 23 年度におけるサービス量を次のように見込んでいます。

地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス量の見込み

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	(人/年)	648	660	672
	認知症対応型通所介護	(回/年)	7,836	8,184	8,472
	小規模多機能型居宅介護	(回/年)	900	936	960
	認知症対応型共同生活介護	(人/年)	1,236	1,560	1,776
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	(回/年)	288	288	288
	介護予防小規模多機能型居宅介護	(回/年)	132	132	132

施設・介護専用居住系サービスの見込み

単位：(人/月)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
施設利用者（療養病床の転換分を含む） a	1,027	1,034	1,045	799
うち要介護 4、5 b	658	681	702	568
要介護 4、5 の割合 b/a	64.1%	65.9%	67.2%	71.1%
介護療養型医療施設	322	279	279	
介護老人福祉施設	375	378	382	394
介護老人保健施設	330	337	344	365
介護療養型老人保健施設	-	40	40	40
介護専用居住系サービス利用者数 （療養病床の転換分を含む）	103	130	148	148
認知症対応型共同生活介護	103	130	148	148
第 4 期要介護 2～5 の要介護者数 c	4,317	4,449	4,596	5,040
施設・介護専用居住系サービス利用者数 （療養病床の転換分を含む） d	1,130	1,165	1,193	947
要介護 2～5 の割合 d/c	26.2%	26.2%	26.0%	18.8%

平成 26 年度、要介護 2～5 に対する施設居住系サービス利用者の割合は 18.8%、また、施設・介護専用居住系サービス利用者に占める要介護 4、5 の割合は 71.1%と推計しています。

介護専用以外の居住系サービスの見込み

単位：(人/月)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
特定施設入居者生活介護（介護専用以外）	79	84	93	108
介護予防特定施設入居者生活介護	2	2	2	2

第4期介護保険事業計画における保険財政の見込み

標準給付費見込額と地域支援事業費の見込額

近年の介護サービスをめぐっては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況にあり、平成20年の通常国会では「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」が成立しました。こうした状況を踏まえ、介護従事者の処遇改善のための対策として、介護報酬の改定が決定しました。標準給付費見込額と地域支援事業費の見込み額（報酬改定後）は以下のとおりです。

標準給付費見込額と地域支援事業費の見込額

（単位：千円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
標準給付費見込額	11,002,750	11,294,525	11,648,685
介護給付費	10,012,179	10,279,481	10,609,824
介護予防給付費	508,072	523,342	538,636
特定入所者介護サービス費等	263,292	265,378	266,002
高額介護サービス費等	206,090	212,425	219,495
審査支払手数料	13,117	13,899	14,728
地域支援事業費	240,317	253,393	267,122
標準給付費見込額と地域支援事業費の合計	11,243,067	11,547,918	11,915,807

本市標準給付費見込額に対する地域支援事業費の割合

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防事業	1.06%	1.09%	1.10%
包括的支援事業	1.12%	1.15%	1.20%
任意事業			
地域支援事業総額	2.18%	2.24%	2.30%

保険料収納必要額

第4期計画では、標準給付費見込額と地域支援事業費の合計の20%を基準に、第1号被保険者の保険料で負担する保険料収納必要額を算出します。

保険料収納必要額

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
標準給付費見込額 (千円)	11,002,750	11,294,525	11,648,685
標準給付費見込額と地域支援事業の合計 (千円)	11,243,067	11,547,918	11,915,807
後期高齢者加入割合補正係数	1.0625		
本市の前期高齢者加入率	0.5717	0.5639	0.5456
全国の前期高齢者の要介護者発生率	0.0469		
本市の後期高齢者加入率	0.4283	0.4361	0.4544
全国の後期高齢者の要介護者発生率	0.3007		
所得段階別加入割合補正係数	0.9610	0.9610	0.9610
調整交付金見込額 (千円)	503,926	517,289	533,510
調整交付金見込交付割合	4.58%	4.58%	4.58%
財政安定化基金拠出金見込額 (千円)	0		
財政安定化基金償還金 (千円)	0		
市町村特別給付費等 (千円)	1,800	1,800	1,800
平成21年度～平成23年度における保険料収納必要額 (千円)	7,089,331		
	第3期給付準備基金取崩し額 250,000千円を充当		
	6,839,331		

介護従事者処遇改善臨時特例交付金

平成21年度から介護従事者の処遇改善などを目的と介護報酬の改定が実施されることに伴い、介護保険料が上昇します。今回のこの交付金は介護保険料の上昇を抑制するために交付されます。

介護保険料の軽減額は、介護保険総給付費と高額介護サービス費の介護報酬改定に伴う上昇分のうちの20%（第1号被保険者保険料負担割合）分が対象となります。その軽減対象額の平成21年度は全額、平成22年度は半額、平成23年度はゼロとなります。

保険料収納必要額（軽減後）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
平成21年度～平成23年度における保険料収納必要額 (千円)	6,839,331		
介護従事者処遇改善臨時特例交付金 (千円) ()内は本市介護保険料軽減額	63,280 (31,388)	32,245 (31,987)	0 (32,150)
平成21年度～平成23年度における保険料収納必要額（軽減後） (千円)	6,743,806		

第 1 号被保険者基準月額保険料

第 1 号被保険者の保険料は、保険料収納必要額を計画期間における第 1 号被保険者数で割ることにより、保険料基準月額を求めますが、介護保険制度では第 1 号被保険者が納付する保険料額は、所得段階に応じたものとなっており、所得段階別の被保険者数を勘案して保険料を設定します。

$$\begin{aligned} \text{第 1 号被保険者の保険料基準月額} &= \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率} \\ &\div \text{所得段階加入割合補正後被保険者数 (3ヶ年合計)} \\ &\div 12 \text{ヶ月} \\ \text{予定保険料収納率} &= 0.982 \end{aligned}$$

第 4 期計画の介護保険料基準額の設定にあたって、本市では、さらなる低所得者層への配慮として、以下の 2 点を実施します。

第 3 期計画における第 4 段階層の被保険者の負担能力には、大きな開きがあるため、第 4 段階を細分化し、より所得の低い方の保険料負担を軽減します。
保険料基準額を超える課税層については、本計画においても多段階化を実施します。第 3 期計画の 3 段階から 7 段階に細分化し、負担能力に応じた保険料負担とします。

以上より、第 4 期計画における所得段階は特例を含め 1 2 段階とし、第 1 号保険料基準月額は、次のようになります。

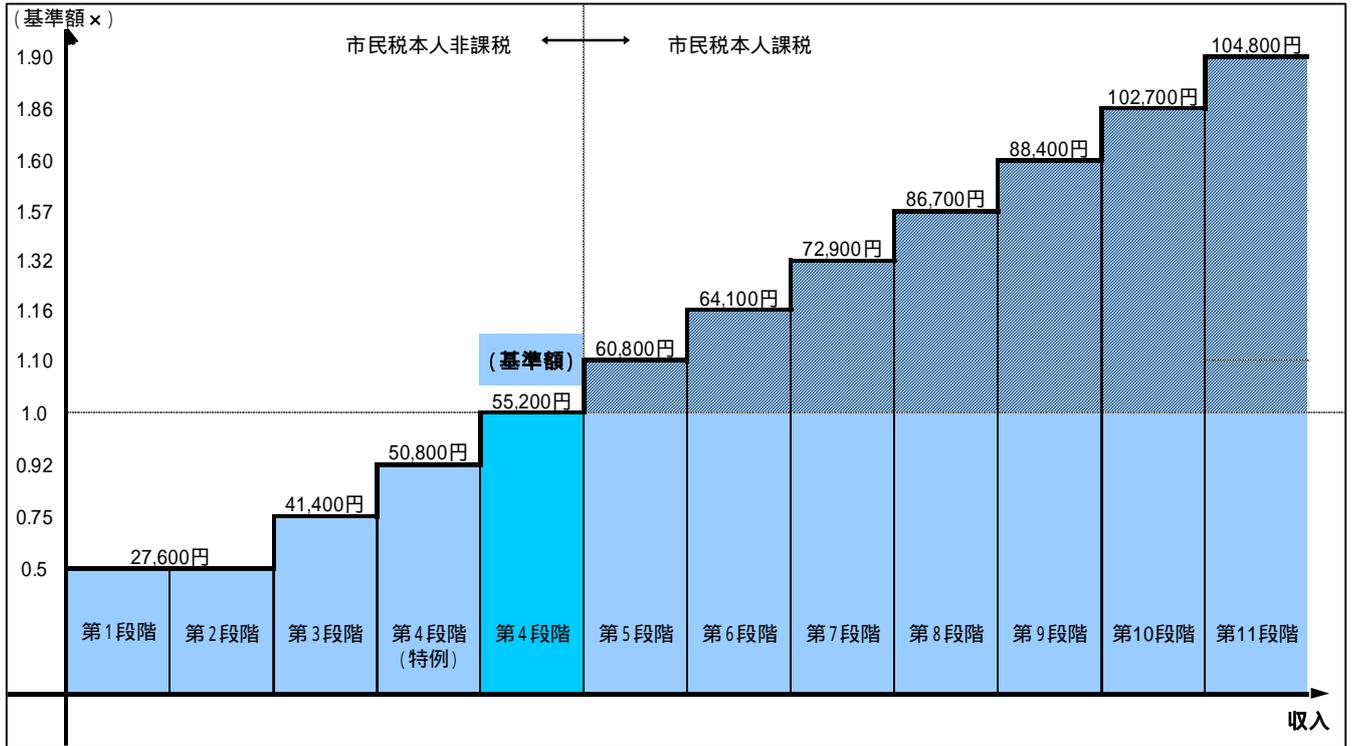
第 4 期計画における第 1 号保険料基準月額

保険料基準月額	4,600 円
---------	---------

保険料段階（第3期との比較）

第4期計画				第3期計画		
所得段階	対象者	比率	年額保険料	所得段階	比率	年額保険料
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	0.50	27,600円 (月額 2,300円)	第1段階	0.50	29,900円 (月額 2,491円)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50	27,600円 (月額 2,300円)	第2段階	0.56	33,500円 (月額 2,791円)
第3段階	・世帯全員が市民税非課税の方で第2段階以外の方	0.75	41,400円 (月額 3,450円)	第3段階	0.75	44,900円 (月額 3,741円)
第4段階 (特例)	・本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方であり、同一世帯に市民税課税者がいる方	0.92	50,800円 (月額 4,233円)	第4段階	1.00 (基準額)	59,900円 (月額 4,991円)
第4段階	・本人は市民税非課税で同一世帯に市民税課税者がいる方で第4段階(特例)以外の方	1.00 (基準額)	55,200円 (月額 4,600円)			
第5段階	・本人が市民税課税であり、本人の合計所得金額が80万円未満の方	1.10	60,800円 (月額 5,067円)	第5段階	1.25	74,900円 (月額 6,241円)
第6段階	・本人が市民税課税であり、本人の合計所得金額が80万円以上125万円未満の方	1.16	64,100円 (月額 5,342円)			
第7段階	・本人が市民税課税であり、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.32	72,900円 (月額 6,075円)			
第8段階	・本人が市民税課税であり、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.57	86,700円 (月額 7,225円)	第6段階	1.50	89,800円 (月額 7,483円)
第9段階	・本人が市民税課税であり、本人の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.60	88,400円 (月額 7,367円)			
第10段階	・本人が市民税課税であり、本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	1.86	102,700円 (月額 8,558円)	第7段階	1.75	104,800円 (月額 8,733円)
第11段階	・本人が市民税課税であり、本人の合計所得金額が700万円以上の方	1.90	104,800円 (月額 8,733円)			

第4期介護保険料の所得段階イメージ



岸和田市高齢者福祉計画

第4期介護保険事業計画（概要版）

編集・発行 / 平成21年3月

岸和田市保健福祉部

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

電話 072-423-2121

